

(仮称) 第3期日野市
子どもの貧困対策に関する基本方針(案)
(概要版)

令和9年度(2027年度) ～ 令和11年度(2029年度)

令和9年3月
日 野 市

1 基本方針策定にあたって

(1) 基本方針策定の趣旨・背景

令和6年の日本の「相対的貧困率」は15.0%、17歳以下の子どもの相対的貧困率は11.0%となっており、特にひとり親世帯は44.7%と、国際的にも高い水準にあります。

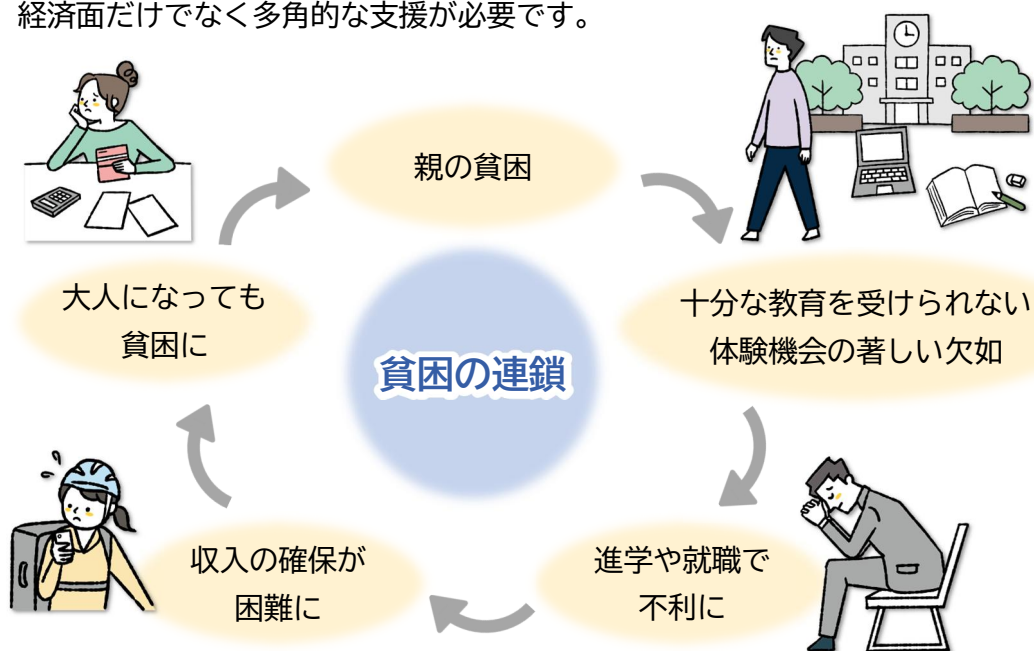
これに対し国は、生まれ育った環境に左右されず子どもが健やかに育つよう、法整備や「こども大綱」の策定を通じて、教育の機会均等や総合的な対策を推進しています。

日野市では、平成27年に東京都と連携した実態調査に基づき、平成29年3月「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」を策定しました。その後も社会状況の変化に応じ、方針の更新や「ひのっ子若者みらいプラン」の策定を行い、保育・教育・居場所づくりなど幅広い支援を展開してきました。

この度、少子高齢化や生活様式の多様化といった最新の社会情勢や日野市の子ども達を取り巻く生活状況の変化を反映した、新たな基本方針を策定しました。今後は本方針に基づき、行政と地域が一体となって子どもの貧困対策をさらに進めていきます。

Pick Up 「絶対的貧困」と「相対的貧困」

「絶対的貧困」は、衣食住など生存に不可欠な最低限の水準を満たさない状態です。対して「相対的貧困」は、その地域の一般的な生活水準を下回り、体験機会が著しく欠如している状態を指します。部活動の断念や家事負担などは子どもの自尊心や将来に影響し、貧困の連鎖を招く恐れがあります。この連鎖を断つには、経済面だけでなく多角的な支援が必要です。



(2) 日野市の現状

① 日野市の子どもの相対的貧困率

日野市の17歳以下の子どもの相対的貧困率は日野市全体では8.4%と子どもの約12人に1人が相対的貧困の状況にあるという推計となります。日野市の未成年人口を基にすると、約2,300人が「相対的貧困」の状態にあると推計されます。

前回（令和2年）調査時の6.3%より増加しています。

	日野市		国（参考）	
	今回（令和6年） （※4）	前回（令和2年） （※5）	令和6年 （※6）	令和3年 （※7）
相対的貧困率	15.7%	12.3%	15.0%	15.4%
子どもの相対的貧困率（※1）	8.4%	6.3%	11.0%	11.5%
18～64歳の大人が1人の世帯の 世帯員の相対的貧困率（※2）	42.2%	33.9%	44.7%	44.5%
相対的貧困線（貧困基準）（※3）	138.1万円	127.6万円	138万円	127万円

※1 子どもの定義は0～17歳。17歳以下の子どもの全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合

※2 0～17歳以下の子どものと18～64歳以下の大人1人によって構成される世帯

※3 厚生労働省「令和3年国民生活基礎調査」における貧困基準（等価可処分所得＝127万円）をCPI（総務省統計局「2020(令和2)年基準消費者物価指数長期時系列データ品目別価格指数全国年平均（総合）」）によって調整した値（年間138.1万円）を日野市の貧困基準とし、等価可処分所得がこの貧困基準より低い世帯を「相対的貧困」として定義した。

※4 「令和7年度日野市税務・社会保障データを用いた子どもの貧困率の推計」（令和6年の税務・所得データを用いた推計）

※5 「令和3年度日野市税務・社会保障データを用いた子どもの貧困率の推計」（令和2年の税務・所得データを用いた推計）

※6 厚生労働省「令和7年国民生活基礎調査」

※7 厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」

② 生活実態調査から見える状況（生活困難度の状況）

区分		一般層	周辺層	困窮層	合計
小学5年生	件数	361	44	22	427
	割合	84.5%	10.3%	5.2%	100.0%
中学2年生	件数	170	37	16	223
	割合	76.2%	16.6%	7.2%	100.0%
16-17歳	件数	128	32	17	177
	割合	72.3%	18.1%	9.6%	100.0%

(3) 基本方針の位置付け

本基本方針は、法、国、東京都の動向を踏まえながら、本市の最上位計画である「日野地域未来ビジョン2030」をはじめ、「ひのっ子若者みらいプラン（第1期日野市こども計画／第3期日野市子ども・子育て支援事業計画）」や「日野市地域福祉計画（ともに支え合うまちプラン）」等の各種関連計画に考え方を反映していくものです。

計画期間は令和9～11年度とし、対象は幼児期、学童期及び思春期の子ども、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満まで）、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者を対象とします。

(4) 基本方針の期間

本基本方針の期間については、本基本方針と関連が深い「ひのっ子若者みらいプラン（第1期日野市こども計画／第3期日野市子ども・子育て支援事業計画）」の計画期間を勘案し、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。令和12年度からは、「ひのっ子若者みらいプラン」と一体化します。

期間（年度）									
	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
日 野 市	新！ひのっ子 すくすくプラン		ひのっ子若者みらいプラン					ひのっ子若者みらい プランと一体化	
	第2期日野市子どもの 貧困対策に関する基本方針			第3期日野市子どもの 貧困対策に関する基本方針					
都	第2期 計画		東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）					次期計画	

2 基本的な考え方及び対策

(1) 目指すべき姿

「目指すべき姿」は、本基本方針を通じて実現を目指す、日野市の姿を指します。

第3期基本方針では、国・都の動向、日野市の重要課題を踏まえつつ、第1期・第2期基本方針を継承し、下記の通りの「目指すべき姿」を掲げます。

基本
理念

全ての子どもたちが夢と希望を持って
成長していける地域

(2) 施策の体系

【目指すべき姿】

【基本的な方向性】

【方針】

全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける地域

1

子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます

成果指標

自己肯定感が向上している

- ・自分にはよいところがあると思う割合を増加させる（「とてもそう思う」「そう思う」と答えた割合）

2

安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります

成果指標

幸福感が向上している

- ・幸福度を増加させる（幸福度の平均点）

3

子育て世帯や若者の経済的な安定を図ります

成果指標

安心して暮らしている

- ・1か月の間に絶望的だと感じた割合を減少させる
- ・安心して暮らしていると思う若者の割合を増加させる

4

子育て家庭への支援強化と生活の質の向上に取り組めます

成果指標

子育て環境に満足している

- ・子育てを楽しんでいる割合を増加させる

5

効果的な情報発信や、支援ネットワークを強化し、子どもや子育て家庭が情報や支援につながるよう取り組みます

成果指標

支援を必要とする家庭に事業がつながる

- ・支援制度やサービス、施設の「利用の仕方がわからなかった」割合を減少させる（困窮層）
- ・子どもが支援事業を「利用したことがある」割合を増加させる（困窮層）

(1) 学びの理解促進と個別最適な支援環境の充実

中間
成果指標

学校の授業の理解が進んでいる

- ・学校の授業を理解している割合を増加させる
- ・学校にいる時間が楽しいと思う割合を増加させる

(2) 子どもたちの安心を支える環境、遊び・体験活動の充実による自己肯定感の向上と成長機会の創出

中間
成果指標

自分の将来について明るい希望がある

- ・自分には将来の夢や目標があると思う割合を増加させる
- ・困ったことやいやなことがあったとき、自分のきもちをおちつかせることができるかの割合を増加させる

(1) 心身の健康を支える生活習慣づくり

中間
成果指標

子どもの健やかな育ちが確保されている

- ・基本生活習慣として歯磨きを毎日定期的に行っている割合の向上
- ・夏休みや冬休みなどの期間の昼食を「いつも食べる（週に5日）」割合の向上

(2) 子どもの権利が守られ、安心して過ごせる相談できる環境整備

中間
成果指標

心配ごとや悩みを相談できる人がいる

- ・自分の命が守られ安心して暮らしていると思う割合を増加させる
- ・困ったときは周りの人に相談している割合を増加させる

(1) 家庭の自立と子育てと生活を支える基盤の安定

中間
成果指標

就労面で安定した生活ができている

- ・現在の暮らしの状況について苦しいと感じる割合を減少させる

(2) 公的制度と支援サービスによる経済的負担の軽減

中間
成果指標

経済的に安定した生活ができている

- ・電気、ガス、水道料金の未払い経験があった割合を減少させる
- ・食料又は衣料が買えない経験があった割合を減少させる

(1) 子育て力の向上と地域における支援の充実

中間
成果指標

子育てに不安や不満を感じることなく生活できている

- ・地域の人から見守られていると感じる割合を増加させる（「とても見守られている」「どちらかと言えば見守られている」と答えた割合）

(2) 子育てを支える生活環境の充実

中間
成果指標

必要な子育て支援を受け安心して生活ができている

- ・市における子育て環境や支援への満足度の割合を向上させる

(1) 情報提供の充実

中間
成果指標

情報が行き届いている

- ・子どもの認知度を増加させる
- ・子育て支援事業の情報について、子ども家庭支援センター、児童館、子育てひろば、市のホームページや広報誌、子育てモバイルサービス、パンフレット等から入手している割合を増加させる

(2) 支援ネットワークを強化し、支援を要する子どもや家庭への状況に応じた対応

中間
成果指標

子ども分野で複合的課題を抱える世帯を包括的に支援している

- ・包括的な支援体制を活用した子どもに係るケース数

3 施策体系に基づく主な事業

基本的な方向性1 子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます

子どもの貧困が学習理解や成長機会に及ぼす影響を最小化し、すべての子どもが将来に希望を持てる状態を実現することを目的とします。

方針（1） 学びの理解促進と個別最適な支援環境の充実

施策

- 生活環境に配慮した学習支援
- 学習意欲の経済的な面からの支援

方針（2） 子どもたちの安心を支える環境、遊び・体験活動の充実による自己肯定感の向上と成長機会の創出

施策

- 子どもたちの心を支える環境の充実
- 遊びや社会体験、文化に触れる学習の提供



基本的な方向性2 安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります

子どもが日常生活の中で安心感を持ち、健やかな生活習慣を形成できる環境を整えることを目的とします。

方針（1） 心身の健康を支える生活習慣づくり

施策

- 食習慣の改善、食事提供等の支援
- 健診結果等による気づきと情報共有による支援
- 生活の見守りや寄り添い、生活習慣等の定期的な把握



方針（2） 子どもの権利が守られ、安心して過ごせる相談できる環境整備

施策

- 子どもと親が安心できる居場所環境の充実
- 子どもと親の相談機能の充実

基本的な方向性3 子育て世帯や若者の経済的な安定を図ります

家庭の経済状況が子どもの生活や成長機会を制限しないよう、子育てと生活を支える基盤の安定など経済的な安定を図ることを目的とします。

方針（１） 家庭の自立と子育てと生活を支える基盤の安定

施策

- 家庭の自立に向けた支援の充実

方針（２） 公的制度と支援サービスによる経済的負担の軽減

施策

- 公的制度による適正な支援



基本的な方向性4 子育て家庭への支援強化と生活の質の向上に取り組みます

子育て家庭が地域の中で安心して子育てを行い、生活の質を高められる環境を整備することを目的とします。

方針（１） 子育て力の向上と地域における支援の充実

施策

- 子育てに関する親の精神的な不安の緩和

方針（２） 子育てを支える生活環境の充実

施策

- 安心して子育てができる環境の整備
- 住宅支援の強化



基本的な方向性5 効果的な情報発信や、支援ネットワークを強化し、子どもや子育て家庭が情報や支援につながるよう取り組みます

支援制度や地域資源に関する情報を確実に届け、必要な家庭が適切な支援につながる仕組みを強化することを目的とします。

方針（１） 情報提供の充実

施策

- 全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発

方針（２） 支援ネットワークを強化し、支援を要する子どもや家庭への状況に応じた対応

施策

- 地域活動を通じた連携体制の強化
- 支援を要する子どもや家庭の情報集約と連携
- 関係職員の気づきを促す研修の実施



4 推進体制

（１）基本方針の推進体制

子どもの貧困は、関連する分野が広範多岐にわたるため、庁内各課が情報を共有し、市全体で取り組まなければならない大きな課題です。子どもの貧困対策を総合的に推進していくため、庁内の関係各課で構成される「日野市子どもの貧困対策庁内連絡会」を定期的開催し、事業の実施にあたっては、関係各課をはじめ庁内全体で十分な情報共有を図ります。さらに、貧困世帯にいち早く気づき、適切な部署につなげていくための連携体制を強化していきます。

（２）進行管理

本基本方針の進捗状況の管理・評価については、学識者、公募市民、子どもの貧困対策に関する活動を行っている有識者等、様々な分野の関係者で構成される「日野市子どもの貧困対策推進委員会」において、事業の進行管理等を行っていきます。具体的な進行管理の方法については、PDCAサイクルにより、本基本方針で定める目標及び指標に基づく施策・事業の達成度を定期的に測ることで実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

また、本基本方針全体については、各事業に対する検証、評価を行った結果や、法律、大綱の見直し状況など国等の動向も踏まえて、見直しを検討していきます。

第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針（概要版）

令和9年3月

発行：日野市

編集：日野市健康福祉部 セーフティネットコールセンター

〒191-8686 東京都日野市神明1の12の1

T E L 042-514-8542（直通）F A X 042-583-4198

電子メール s-net@city.hino.lg.jp